

小田原箱根商工会議所提携ビジネスローン一覧表

金融機関 名 項目	さがみ信用金庫		商工中金	静岡中央銀行			中央三井信託		横浜銀行	東京三菱
	創業支援ローン START(スタート)	地域再生・起業支援ローン きずな	商工会議所提携ローン	サポートローン ベスト融資	サポートローン しずちゆうビジネスローン	サポートローン しずちゆうクイックビジネスローン	証書貸付無担保コース	カードローンコース	<はまぎん> スーパービジネスローン	融活力
融資限度額	10万円～500万円 (10万円単位)	10万円～1000万円 (10万円単位)	3,000万円以内 (100万円単位) ただし、直近決算における 平均月商以内	100万円～5,000万円 (10万円単位)	100万円～5,000万円 (10万円単位)	500万円	新規融資先 3,000万円 既融資先 5,000万円	1,000万円	5,000万円以内	5,000万円以内
資金使途	創業に必要な運転資金 および設備資金	事業資金	運転資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金、設備資金 決算、賞与資金	運転資金、設備資金 決算、賞与資金	事業に必要なご資金	事業に必要なご資金
融資利率	年5.00%(固定金利) (ただし元金据置期間中は1.0%) (会員以外は1.5%)	5年以内:年5.00% 5年超 :年6.00%	借入期間1年未満:短期プライムレート+α 借入期間1年以上:長期プライムレート+α(固定金利又は変動金利) ※商工会議所会員は上記利率から0.1%優遇(税理士会連合会所定のチェックリストがあれば0.3%優遇)	手形 固定 年1.25%～ 証書 変動 年1.50%～ (基準2.675%)	固定 年5.50% または7.00% (審査結果により決定)	固定 年14.5% 会員以外は15.0%	固定 年2.0%～ 審査結果に応じた所定の金利を設定する。 商工会議所会員以外は上記に一律年+0.25%(下限2.0%)	固定 年4.5%～ 審査結果に応じた所定の金利を設定する。 商工会議所会員以外は上記に一律年+0.25%(下限4.5%)	年2.25%～12.68% (変動金利・固定金利) (会員以外は一律年+0.25%)	年2.1%～9.0%(変動金利) ※通常より年0.25%優遇 審査結果に応じた所定の金利を設定する。 (銀行所定の基準金利に連動して、変動する。)
融資期間	6か月以上7年以内 (1年以内元金据置可)	6か月以上10年以内 (1年以内元金据置可) (会員以外は7年)	3年以内	手形貸付 1年以内 証書貸付 1～2年以内	期日一括返済 6か月以内 元金均等返済 2年1か月以内	証書 1年以上5年以内 (6か月単位) 当座貸越 1年ごとの更新	3年以内	1年更新	5年以内	最長3年以内 (弊行との融資のお取引が1年以上のお客様は5年以内)
返済方法	元利均等返済 元金均等返済	元利均等返済 元金均等返済	毎月元金均等返済 (据置期間なし)	手形 元金均等返済 (期日一括返済可) 証書 元金均等返済	期日一括返済 元金均等返済 (元金据置不可)	証書 元利均等返済 当座貸越 残高の1/60 の元金均等返済 (任意弁済も可能)	元金均等返済	借入残高に応じた所定の金額を毎月の返済日に返済(随時返済も可能)	毎月元金均等返済(5年以内) 期日一括返済(3か月以上1年以内) (新規融資取引の場合は3年以内)	毎月元金均等返済
担保	原則、不要	原則として新たな担保提供は不要	不要	原則として新たな担保提供は不要(審査によっては必要)	不要	不要	原則不要	原則不要	原則として新たな担保提供は不要	原則として新たな担保提供は不要
保証人	法人・・・原則、代表者 個人・・・原則、生計をともにする協力者1名	法人・・・原則、代表者 個人・・・原則、生計をともにする協力者1名	第三者保証人は不要。	法人代表者 (審査によっては必要)	法人代表者1名 (共同代表の場合は全員)	法人代表者1名 個人事業主不要 (アイフルが保証)	法人は代表者取締役 個人事業主の方は法定相続人または事業承継予定人(個人事業主の方で会員以外の方は法定相続人の連帯保証が必要です。)	法人は代表者取締役 個人事業主の方は法定相続人または事業承継予定人(個人事業主の方で会員以外の方は法定相続人の連帯保証が必要です。)	第三者保証人は不要	原則無担保 第三者保証人は不要。 代表取締役(共同代表の場合は全員)の連帯保証が必要
手数料	無料 (初回時会員以外は10,500円)	無料 (初回時会員以外は10,500円)	無料	なし	5,250円	証書貸付 1,050円 当座貸越 3,150円 (新規時のみ)	無料 会員以外は新規先は原則2%	無料	無料	無料
その他	下記事項に全て該当する法人 ●新たに創業を計画している事業者で原則6か月以内に開業できる方、または創業1年以内の事業者 ●中小企業診断士の事前モニタリングによる指導を受ける方。 ●原則、初期投資(必要資金)の20%以上の自己資金を有する方	さがみ信用金庫の営業地域内で事業を行っている個人または法人	下記事項に全て該当する法人 ●業歴3年以上で、小田原商工会議所の会員歴が3年以上であること。 ●商工中金から本提携ローン以外の借入がないこと。 ●ご利用中の金融機関に延滞がないこと。 ●商工中金の所属組合の組合員であること。 ●貸金業、公序良俗に反する事業を営んでいないこと。	下記事項に全て該当する中小企業法人 ●静岡中央銀行の取引窓口で取引可能な地域に所在すること。 ●決算書4期分の確認ができること。 ●静岡中央銀行の信用格付制度、同行作成のチェックリストで一定の基準を満たしていること。	下記事項に全て該当する中小企業法人 ●静岡中央銀行の取引窓口で取引可能な地域に所在すること。 ●決算書4期分の確認ができること。 ●静岡中央銀行の信用格付制度、同行作成のチェックリストで一定の基準を満たしていること。	下記事項に全て該当する中小企業法人 ●静岡中央銀行の取引窓口で取引可能な地域に所在すること。 ●決算書4期分の確認ができること。 ●静岡中央銀行の信用格付制度、同行作成のチェックリストで一定の基準を満たしていること。	下記事項に全て該当する中小企業法人、個人事業主 ○原則として業歴3年以上。 ○お申込時点税金の未納がないこと。 ○法人の場合代表者、個人事業主の場合ご本人の年齢が満23歳以上67歳以下であること	下記事項に全て該当する中小企業法人、個人事業主 ○原則として業歴3年以上。 ○お申込時点税金の未納がないこと。 ○法人の場合代表者、個人事業主の場合ご本人の年齢が満23歳以上69歳以下であること	下記事項に全て該当する法人 ●業歴2年以上で、確定した決算書2期分を提出可能なこと ●横浜銀行の各融資取扱店の窓口で取引が可能な地域に所在すること。 ●申込み時点において税金の未納、ご利用中の金融機関(横浜銀行含む)に延滞がないこと。	下記事項に全て該当する法人 ○業歴2年以上で、確定した決算書2期分を提出可能なこと ○最新決算期に置いて債務超過(貸借対照表の資本合計がマイナス)でないこと。 ○(借入希望期間が1年超の場合)直近2期のうち少なくともいずれか1期は経常利益が黒字であること。 ○東京三菱銀行の所定の支所に来店が可能なこと。 ○申込み時点において税金

会員のメリット

会員は新規取引先でも可 会員は新規取引先でも可

